解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十三日

福岡県八女郡広川町大字久泉六五番地一
特定非営利活動法人オアシス広川
清算人　馬場　裕介

配当公告

愛知県愛西市早尾町南川並二二二番地
破産者　石原化成株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第二一九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一六一、〇六三、五五四円
（内優先的破産債権額
金四、四〇四、九八〇円）
一、配当をすることのできる金額
金一四、三〇六、一一七円
（内優先的破産債権額
金四、四〇四、九八〇円）

平成二十三年九月十三日

名古屋市中区丸の内二丁目一番三〇号丸の内オフィスフォーラム四〇一
破産管財人　加藤　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平五条一〇丁目二八番地、最後の住所不明
被相続人　亡　髙坂　ハツ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階長田法律事務所
相続財産管理人弁護士　長田　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路郡釧路町緑四丁目三五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中山　猛徳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

北海道釧路市宮本一丁目三番一一号
相続財産管理人弁護士　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字高擶南一三八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鈴木　伸央
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

山形市七日町三丁目五番二一号　アンソレイエ・アビタシオン二階
相続財産管理人　弁護士　手塚　孝樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市山王三一六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　根本　隆
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ一〇一
相続財産管理人　弁護士　髙田　知己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市館山七三三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙橋てる子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　邦佳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

本籍東京都文京区本郷四丁目一九番地、最後の住所川崎市多摩区東生田一丁目一七番二号
被相続人　亡　町村正之助
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地小杉ビルディング新館七〇四
相続財産管理人　弁護士　川瀬　典宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市京町二六番地、最後の住所富山県高岡市東下関五番一号
被相続人　亡　三邉　俊子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

富山県射水市三ケ一五二五　サンビスヤマトクビル四〇二
相続財産管理人　弁護士　越後　雅俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字金屋四九三番・四九五番合地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岡本　正也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

京都府宮津市字鶴賀二〇五四番地一宮津商工会議所二階
相続財産管理人　弁護士　澤田　将樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区大田町二丁目五番地、最後の住所神戸市須磨区友が丘九丁目二六〇三番地の八六　D二―四〇三
被相続人　亡　岸田　曉美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

神戸市中央区東町一一三―一　大神ビル六階　伊原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊原　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区荒田町三丁目四四番地四、最後の住所神戸市兵庫区荒田町一丁目二二番七〇九号
被相続人　亡　廣瀬フサヱ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階白川・本郷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗

第15期決算公告

平成23年8月31日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

株式会社ムジャキフーズ

代表取締役　田代　俊郎

貸借対照表の要旨　（平成23年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	387,012	流動負債	1,183,510
固定資産	2,610,663	固定負債	1,125,096
有形固定資産	1,945,656	株主資本	689,052
無形固定資産	980	資本金	124,250
投資その他の資産	664,027	資本剰余金	114,250
		資本準備金	114,250
		利益剰余金	450,552
		その他利益剰余金	450,552
		（うち当期純利益）	(55,032)
		評価・換算差額等	16
		その他有価証券評価差額金	16
資産合計	2,997,676	負債・純資産合計	2,997,676